

令和3年度三重県広報紙「県政だより みえ」版下制作等業務委託仕様書

1 事業名

令和3年度三重県広報紙「県政だより みえ」版下制作等業務委託（単価契約）

2 事業目的

県民との協創により進める県政を実現するうえで、県政情報を県民に正しく的確に伝えるとともに、県民の県政への参画意識の向上を図ることを目的として、広報紙を発行する。

3 事業内容

(1) 編集方針

- ①「見やすい、分かりやすい、役に立つ」紙面づくり
- ②興味、関心を引き付けるインパクトのある紙面づくり
- ③毎月読みたくなるようなストーリー性のある紙面づくり

(2) 規格・体裁等

項目	体裁等
①規格	タブロイド判（D判）、4 ページ 〔D4タブ／用紙サイズ 縦 406mm×横 272mm〕
②用紙	再生上質紙（米坪 64.0g/㎡以上） または、新聞中質紙（米坪 60.0g/㎡以上）
③印刷	フルカラー
④発行回数	年 12 回（2021 年（令和 3 年）4 月号から 2022 年（令和 4 年）3 月号まで）
⑤発行日	毎月 1 日（施設配置は毎月 1 日、新聞折り込みは毎月第一日曜日）
⑥紙面構成等	別紙のとおり

(3) 業務内容

「県政だより みえ」の版下データ等を制作するため、次の業務を行う。

①企画提案

企画会議や担当課等との打ち合わせに編集スタッフが出席し、紙面の企画提案を行うこと。

②記事の取材

県の指示、もしくは必要に応じて取材（筆耕を含む）を行うこと。

③原稿の作成（リライトを含む）

県から提出された資料・写真等をもとに原稿作成を行うこと。また、県の指示や必要に応じて取材したものについて原稿作成を行うこと。

④写真撮影及び加工、動画撮影及び編集、イラスト等の作成（有料素材使用を含む）

県の指示、もしくは見やすい、分かりやすい紙面づくりにおいて、写真撮影及び加工、動画撮影及び編集、イラスト、グラフ、概略図、構想図、地図等を作成すること。

※動画データの作成

- ・県の指定する施設や場所を撮影し、動画を編集すること。
- ・県の指定する撮影場所等は、毎号1か所とする。
- ・編集後の動画は、1080p 60fps以上の高解像度とする。
- ・編集後の動画時間は、2分程度とする。

⑤版下データの作成

- ・ユニバーサルデザインの視点に立ち、できるだけ多くの方にわかりやすく、質の高い情報が提供できるよう紙面を制作すること。
- ・語句等については、最新版の「記者ハンドブック」により、校正チェックを行うこと。
- ・印刷請負業者と面付け等打ち合わせを行い、「県政だより みえ」について、最終色校正校了紙と次のいずれかのデータ形式で保存したデータ、あるいは製版フィルムを作成するとともに、県が指定する場所へ納品すること。（データ形式：アウトラインPDF、1Bit）

⑥広報紙面の各種電子データの作成

- ・全頁及び1頁ごとに、ダイヤルアップ回線でも快適に見ることができる程度のデータ容量で県ホームページ掲載用のPDFファイル（Windows 対応）を作成するとともに、パソコンやスマートフォンから実際の紙面と同様のイメージで快適に閲覧することができる電子ブックデータを作成すること。
- ・電子ブックデータは、電子ブック作成ソフト「Flipperu」で作成し、設置する機能は、令和2年度の電子ブック版「県政だより みえ」と同等以上とすること。ただし、合理的理由により、他のソフトでの電子ブック作成について提案がある場合は、協議を行うこととする。
- ・各記事のリンク先について、テキストデータを県から提供するので、PDFファイルと電子ブックデータに各記事のリンク先設定を行うこと。
- ・電子ブックデータは、リンク先設定したものと、リンク先設定をしていないものの2パターンを作成すること。

⑦AR動画用の基礎データの作成

高解像度印刷対応PDFを作成すること。

⑧点訳用データの作成

最終原稿のテキストファイル（Windows 対応）を作成すること。

⑨庁内掲示用PRパネルの作成

- ・来庁者の「県政だより みえ」への閲覧意欲が高揚するように、ダイジェスト版として県庁内に掲示するパネル（縦100 cm・横70 cm程度 ※材質は問わない）を3部作成すること。
- ・3部のうち1部は、パネル下に「県政だより みえ」及び特集に関するパンフレット等を配架できるように、ソフトポケットなどを備え付けること。
- ・PRパネルのデータは、同サイズで鮮明に印刷できる容量でPDFファイル（Windows 対応）を作成すること。

⑩掲載した画像データの提供

県から必要に応じ、随時依頼する画像データを提供すること。

⑪取材等のデータ

- ・取材等で撮影した写真及び動画、録音した音声等のデータについては、県が2次使用できる承諾を得ること。ただし、2次使用承諾が得られない場合においては、この限りでない。
- ・納品するデータについては、編集等の作業は行わず、素材データとして提出すること。

⑫その他、企画提案コンペで提案を行った取組にかかる業務

企画提案コンペで提案を行った取組について、県と協議を行ったうえで実施し、実施にかかる経費は契約金額内で行うこと。

4 成果品の納入

3(3)の④の編集した動画データ、⑥～⑪のデータ等については、県の指定する方法により、県の指定する期限までに県の指定する場所へ納入すること。

5 県との調整

3(3)の業務の実施にあたっては、県との調整を十分に行うこと。

6 その他

- (1) 本委託で生じる版下データの所有権及び著作権については、県に帰属する。
- (2) 版下データを県民等に対する広報目的のために、他の媒体で使うことがある。
- (3) 本委託を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」（以下、「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (6) 受託者が(5)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (7) 契約は、「県政だより みえ」1号発行ごとの単価契約とし、支払う代金は1号発注ごとに、消費税及び地方消費税を外税で加算した金額とする。